

# 令和6年度補正 太陽光発電設備等導入事業費 補助金について

令和7年2月28日

大分県生活環境部環境政策課

# 説明内容

- ▶ 補助金の概要
- ▶ 今までの補助金からの変更点
- ▶ 書類作成・提出にあたっての注意点

# 補助金の概要

- ▶ 今回の補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用したもの
- ▶ 二酸化炭素の削減、エネルギー料金高騰対策のため太陽光発電設備及び蓄電池導入費用の補助を行う
- ▶ 令和6年6月から実施した補助金と要件が一部変更

# 補助金の概要 (予算額)

<u>全体</u>	<u>1億485万円</u>	
個人向け (太陽光+蓄電池)	4,837万円	一次募集終了
事業者向け (太陽光、太陽光+蓄電池)	3,148万円	14%執行
蓄電池単体	2,500万円 (個人・事業者あわせて)	67%執行

※執行状況は2/28 10:00時点

一次募集期間：R7.2.12～3.31

一次募集締め切り時点での進捗によっては、予算を再配分します。

# 今までの補助金からの変更点

## ①補助金額

- ▶ 個人向け太陽光発電  
7万円/kW→**3万5千円/kW**
- ▶ 事業者向け太陽光発電  
(通常) 5万円/kW→**2万5千円/kW**  
(賃上げ) 7万円/kW→**3万5千円/kW**
- ▶ 蓄電池 (**変更なし**)  
1/3 (設備費・工事費15.5万円/kWh以下の蓄電池に限る)  
※ハイブリッド蓄電池についてはパワーコンディショナーの料金も含まれます。

# 今までの補助金からの変更点

## ②補助条件

- ▶ 個人向け  
太陽光+蓄電池  
蓄電池単体（補正事業のみ）  
（太陽光単体はなくなりました）
- ▶ 事業者向け（変更なし）  
太陽光  
太陽光+蓄電池  
蓄電池単体（補正事業のみ）
- ▶ 新築は除く（中古住宅を購入する場合は補助対象です）
- ▶ 太陽光発電設備の増設は対象外

	太陽光のみ	太陽光 + 蓄電池	蓄電池のみ
個人	×	○	○
事業者	○	○	○

# 今までの補助金からの変更点

## ③補助上限

- ▶ 個人向け  
なし→**200万円**
- ▶ 事業者向け（**変更なし**）  
200万円
- ▶ 蓄電池単体  
30万円→**50万円**

# 書類作成・提出にあたっての注意点

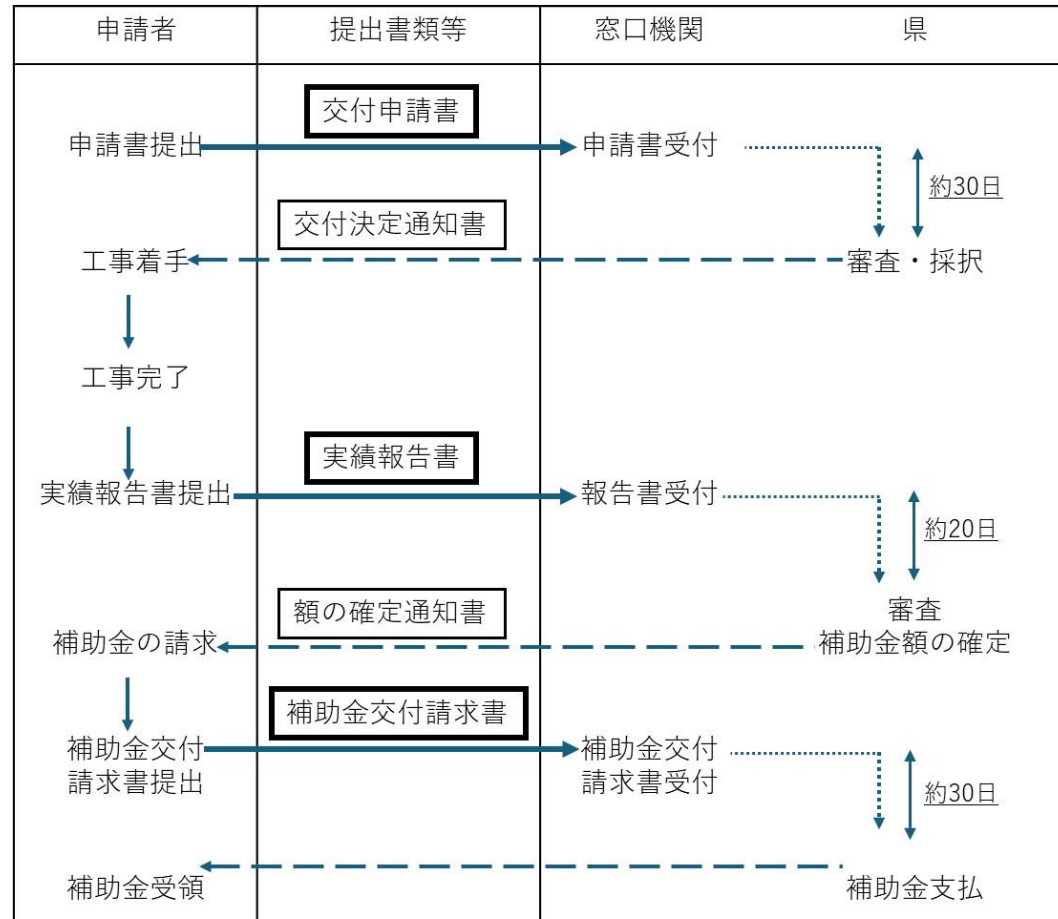
## ①共通事項

- ▶ 令和6年12月13日以前に契約したものは補助金が受けられません。
- ▶ 実績報告が令和8年1月31日までに提出できるものが申請対象です。  
※工事が終わる日ではなく、書類をそろえて実績報告書を提出する期限です。
- ▶ 交付決定が出るまで着工はできません。（契約は可）
- ▶ 太陽光発電設置する場合はFIT、FIPは使えません。
- ▶ 蓄電池単体の場合は、FIT期間中でも対象となります。
- ▶ 補助対象設備にほかの国の補助金を利用することはできません。



# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ①共通事項（申請のフロー）



日数は県に正式に書類が届いてからの営業日数（土日、祝日等を除いた日数）です。  
 なお支払いについては、年度末など繁忙期にはもう少しお時間をいただくことがあります。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ①共通事項（申請書類について）

- ▶ 申請日は添付書類の日付より前にならないようにしてください。  
（例：申請日→3/3 誓約書の日付→3/4は不可）
- ▶ 書類の修正等が生じた場合、交付申請補、実績報告書、請求書の右上の日付を再提出日に修正の上、修正書類と併せて提出してください。
- ▶ 申請書等の住所氏名は申請者の確認書類（法人登記簿、住民票や運転免許証等）と一致させてください。  
（例：住民票等に「1丁目2番3号」とある場合「1丁目2の3」や「1-2-3」は不可）
- ▶ メールで提出する場合は必ずPDF形式にしてください。（WordやExcel等のままでは受け付けられません）

第1号様式の2（第3条関係）

脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書  
【個人用】

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申請者  
（郵便番号                    ）  
住所  
氏名  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度において、下記のとおり脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ② 交付申請（添付書類）

### ▶ 誓約書

記載ミスがないようにしてください。（後で記載ミスが発覚した場合、補助金の支払いが大幅に遅れたり、最悪お支払いできない場合があります）

※ふりがなのミスが極めて多いため、代理人に依頼する場合はふりがなを正確に伝えてください。

### ▶ 個人の本人確認書類

「住所」「氏名」「生年月日」「性別」以外の情報は不要です。住民票やマイナンバーカードの写しを提出する場合、**不要な個人情報**（本籍やマイナンバー等）は消してください。

### ▶ 見積書

同じ製品（同一品番）、同じ数であることがわかる見積を2社以上からもらってください。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ③変更申請

- ▶ 実績報告書の提出が交付申請の際に記載した**事業完了予定日を過ぎる場合はあらかじめ変更申請が必要です。**（交付申請時に十分猶予をもった完了予定日を設定してください）
- ▶ 導入設備の変更等に伴い、**補助額が変更になる場合は、工事着手前に変更申請が必要です。**（補助額の変更が伴わない設備の変更は、変更申請不要です）

第1号様式の2（第3条関係）

脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書  
【個人用】

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申請者

（郵便番号 \_\_\_\_\_）

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

令和 年度において、下記のとおり脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て） \_\_\_\_\_ 円

3 事業完了予定日 \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式の2）

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告

- ▶ 報告日は添付書類の日付より前にならないようにしてください。  
(例：報告日→12/3 請求書の日付→12/4は不可)
- ▶ 変更申請が必要ない範囲での変更があった場合は、変更前をかつこ書きにして併記してください。また任意様式で変更の理由を記載の上提出してください。
- ▶ **事業完了日は売電契約書または系統連系に関する契約書の日付**となります。
- ▶ 設備設置前の写真が必要となりますので、工事前に必ず写真を撮影してください。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告（添付書類）

- ▶ 領収書または請求書  
以下の情報がわかるものを提出してください
  - ・領収（請求）日
  - ・相手先が申請者であること
  - ・領収（請求）社名
  - ・補助対象設備（太陽光、蓄電池）の領収（請求）であることがわかる記載
  - ・領収（請求）金額（※補助対象経費未満となっていないこと）
- ▶ 完成写真
  - ・設置前後でなるべく同じ画角で撮影すること
  - ・A4サイズで印刷した際に蓄電池、パワーコンディショナーの型式が読める拡大写真を添付すること（解像度やピントにも注意してください）
  - ・太陽光発電設備全体が写真に納まらない場合等は納品書や出荷証明書等設置枚数がわかる書類を添付すること

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告（添付書類）

- ▶ FIT制度及びFIP制度の認定を受けていないことを証する書類
  - ・基本は**売電契約書の写し**です。
  - ・契約する電気事業者によっては契約書が出ない場合もありますので、「**申請者名**」「**住所（設置場所）**」「**FITでないこと**」がわかる**書類**で代替できます。
  - ・契約書ができるまで1か月以上かかる場合がありますので、早めに申請してください。
  - ・契約者と申請者が異なる場合は関係性がわかる書類をお願いすることがあります。
- ▶ 系統連系に関する契約書の写し  
**売電ありの場合は発行されないこととなりました。売電なしの場合のみ提出してください。**  
**※系統連系は遅くとも12月中旬頃までに実施してください。**

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告（添付書類）

- ▶ モニター写真
  - ・スマホアプリやWeb上のものでも可
  - ・申請者の名前（名字のみでも可）がわかること
  - ・太陽光発電が稼働していることがわかるようにすること
  - ・蓄電池が太陽光発電設備から充電していること、自宅に放電していることがわかるようにすること



# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ⑤補助金交付請求書

- ▶ 記載内容に誤りがないようにしてください
    - ・口座番号（7桁未満の場合は頭に0を追加）
    - ・支店名（通帳の支店名をご記入ください）
    - ・フリガナ
- ※誤りがある場合はお支払いが大幅に遅れます

# 窓口委託事業者

## 一般財団法人 大分県建築住宅センター

〒870-0003

大分県大分市生石二丁目 1 番30号

TEL : 097-537-0300

E-mail : taiyoko2024-hosei(a)okjc.or.jp

窓口対応時間 : 8時30分~16時00分 (月曜日~金曜日、祝日を除く)

※メール送信時は(a)を@に置き換えてください

# おおいたグリーン事業者認証制度について

- 電力や燃料の使用量、廃棄物の削減などの目標を設定し、その達成に取り組む事業者を、大分県が独自認証する制度です。
- 大分県は、認証した事業者を環境意識の高い企業として広くPRするほか、省エネ設備や太陽光発電設備、蓄電池の導入を支援します。
- 脱炭素部門と脱プラスチック部門の2部門があります。  
**太陽光発電設備導入の補助金を活用する場合、脱炭素部門へ申込みが必要です。**



おおいたグリーン事業者  
認証制度

脱炭素部門		脱プラスチック部門
<ul style="list-style-type: none"><li>・県内に事業所を置き、事業活動に伴い発生するCO2削減に取り組む事業者（全業種）</li></ul>	対象事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内に事業所を置き、事業活動に伴い発生するプラスチックの削減に取り組む事業者（全業種）</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・電力使用量、産廃排出量に任意の項目を加えた3項目以上について削減目標を設定し、達成に向けて取り組むこと（任意項目例：燃料、水使用量、一般廃棄物排出量等）</li><li>・更新時（2年に1回）に実績を報告すること</li></ul>	認証要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動上発生するプラの削減について目標を設定し、達成に向けて取り組むこと（目標例：①プラ代替製品の製造・開発 ②プラの再利用 ③使い捨てプラの削減）</li><li>・更新時（2年に1回）に実績を報告すること</li></ul>

# おおいたグリーン事業者認証制度 事業者が参加するメリット

## ①補助金制度の利用（脱炭素部門／令和7年度予定）

以下の県の補助金制度を利用することができます。

- ・ 高効率空調・LEDの導入 補助率：1/2
- ・ 商用軽EV導入補助 上限30万円
- ・ EV充電器導入補助 上限15万円
- ・ 太陽光発電設備等の導入  
太陽光発電：2.5万円/1kW、蓄電池：1/3等

## ②ブランディングの強化・企業のイメージアップ

- ・ 環境意識の高い企業として、県の広報等でPRされます。
- ・ 取引先や消費者に認証書をアピールすることができます。
- ・ 優良企業へは知事からの感謝状贈呈を予定しております。

認証事業者が使用できる  
ロゴマーク



おおいたグリーン事業者  
認証制度

# おおいたグリーン事業者認証制度 認証実績・取組状況等

認証企業の紹介

Case studies

## 認証実績

(令和7年2月18日時点)

業種	脱炭素部門	脱プラ部門
建設業	29	
産業廃棄物処理業	11	2
製造業	9	4
卸・小売業	8	10
医療・福祉	8	
運輸業	6	
飲食・宿泊業	4	4
農林水産業	2	1
その他	18	5
計	95	26

脱炭素  
部門

省エネ機器で  
電気使用量を削減



NPO 法人大分宇宙科学協会  
＜横浜自然公園＞(サービス業)

公園内の施設の運営および自然や宇宙に関する  
イベント・教室を行っています。

新たな施設に  
省エネ機器を導入。



株式会社フジコーポレーション  
(飲食・小売業)

麦焼酎の蔵元によるクラフトビールの提供を  
中心とした、体験型複合施設を運営しています。

脱プラスチック  
部門

ごみになるプラスチックを、  
できる限り少なく。



有限会社 大分の空 634  
(飲食・小売業)

国東の新鮮食材や乾物の加工品を販売しています。

プラスチックごみを  
回収してリサイクル



グリーンコープ 生活協同組合おおいた  
(小売業)

安心安全な商品を、環境にやさしい包材で販売しています。

認証事業者の取組紹介は、  
環境政策課YouTubeを  
ご覧ください！



# おおいたグリーン事業者認証制度

## 【脱炭素部門】申請方法について

ホームページに手引きや記載例を掲載しております。

### 【提出書類等】

- (1) おおいたグリーン事業者認証制度申請書 (様式第1号)
- (2) 誓約書 (様式第2号)
- (3) 申請者の業務内容等を証する書類 (パンフレット等)
- (4) 県税の納税証明書 (県税の滞納がないことを証明するもの)
- (5) 業務上許認可等が必要となる業種にあっては、業務上必要な許認可等を受けていることを証する書類
- (6) 取組目標設定書 (別添様式1)

制度の詳細や申請方法は、環境政策課ホームページをご覧ください。



おおいたグリーン事業者認証制度

別添様式1(第2条関係)

(記入例) 赤字箇所に記載が必要です。

おおいたグリーン事業者認証制度(脱炭素部門)取組目標設定書										
事業者名		株式会社〇〇〇〇								
申請者又はその代表者・役員等がおおいたグリーン事業者認証制度実施要領(脱炭素部門)別表4に掲げる法令その他環境関連法令に違反していません。									はい・いいえ	
おおいたグリーン事業者認証制度実施要領第3条第3項及びおおいたグリーン事業者認証制度(脱炭素部門)実施要領第2条に基づき、以下のとおり取組目標を設定します。										
削減項目	チェック (該当に○)	単位	2025年6月～8月		2026年6月～8月		具体的取組		チェック (点数を記載)	
			基準値 <sup>※1</sup>	削減目標	目標値		ランク	点数		
1 二酸化炭素排出量	1. 電気使用量の削減	※必須	kwh	6000	▲1.5%	5910	(例)エアコンの設定温度を決めて、実行する。 (例)使用時間の長い照明をLED化する。	A	2	
	2. ガソリン使用量の削減	○	L	2000	▲1.5%	1970	(例)車のアイドリング時間を減らす。 (例)急ブレーキ・急発進を行わず、エコ運転を心がける。	A	2	
	3. 軽油使用量の削減									
	4. 灯油使用量の削減									
	5. ガス使用量の削減									
2 廃棄物排出量	1. 産業廃棄物排出量の削減	※必須	kg	200	▲1%	198	(例)廃棄物の分別を徹底する。	B	1	
	2. 一般廃棄物排出量の削減									
3 水使用量	水使用量の削減	○	m <sup>3</sup>	100	▲1%	99	(例)事務所内に張り紙を行い、従業員に節水を周知徹底する。	B	1	
4 その他 <sup>※2</sup>	自由記載									
備考		基準値と目標値は、対象年度の6月～8月で比較する。							合計	6
審査員記入欄(申請者は記載してないでください)								審査結果		
								適	不適	

具体的取組の記載は、ランクによって必要な取組数の個数が変わります。以下を参考に記載ください。  
【具体的取組の必要個数】  
Sランク:3個、Aランク:2個、Bランク:1個

ランクと点数は、「おおいたグリーン事業者認証制度(脱炭素部門)実施要領」の別表3を参考に、記載をお願いします。

※1 基準値は、直近1年間の実績を基に作成してください。(初回申請については、直近3ヶ月以上の実績を基に作成可能。)  
※2 項目(その他)のランク、必要取組数、点数は、おおいたグリーン事業者認証制度審査会で定める。

# 大分カーボンクレジットクラブについて

○大分県、大分銀行、株式会社バイウィルの3者にて、J-クレジットのプログラム型制度を活用した新たな取組である「大分カーボンクレジットクラブ」の創設を進めています。

○太陽光発電設備の導入し、自家消費で運用している場合、大分カーボンクレジットクラブへ入会することで、J-クレジット創出のプログラム型へ参加することができます。

<プロジェクトのスキーム図>

